

消防同意等事務処理要領

第1 目的

この要領は、京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年京都中部広域消防組合訓令第2号。以下「規程」という。）第101条の規定に基づき、消防同意等に関する事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 図書の受付等

1 図書の受理

(1) 図書は、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から直接受け取るものとする。

なお、指定確認検査機関から受け取る場合は、宅配便（メール便を含む。）又は郵送（以下「宅配等」という。）の送付方法によることもできるが、この場合に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。

(2) 宅配等により受け付ける場合は、受領者が配達伝票（送り状等）に押印するものとする。この場合において、指定確認検査機関から専用用紙が同封又は添付されている場合は、必要に応じて処理すること。ただし、指定確認検査機関とその受付方法について、別途協議することができるものとする。

(3) 図書を受理した日は、京都中部広域消防組合消防職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京都中部広域消防組合消防職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定による毎日勤務者の勤務時間内（以下「開庁日」という。）であるときは、当該図書が到達した日とし、開庁日以外に図書が到達したものにあっては、翌開庁日とする。

2 図書の確認等

(1) 同意に係る図書を受理する場合は、当該申請書に次に掲げるものが含まれていることを確認すること。ただし、申請敷地を所管する行政機関が建築確認申請を対象に建築確認事前協議制度を導入している場合は、消防控えを省略する。

ア 建築主事から受理する場合

確認申請書（建築物）第1面及び建築基準法（以下「建基法」という。）に基づく確認を行う場合に用いる図書一式（正本・消防控え）

イ 指定確認検査機関から受理する場合

(ア) 指定確認検査機関の名称及び代表者の氏名、図書の返付方法、指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先等が記載された文書

(イ) 指定確認検査機関の確認検査業務規程に定められた確認申請書（建築物）第1面及び建基法に基づく確認を行う場合に用いる図書一式（正本・消防控え）

ウ 消防法第17条に規定する建築物にあっては、規程第54条第1項に規定する消防用設備等・特殊消防用設備等設置計画書

エ 建築物の計画について、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第32条等の規定に基づき、認定を行っているときは、規程第61条第1項に規定する消防用設備等特例適用申請書（以下「特例申請書」という。）の写し

なお、同意の際に政令第32条等の規定に基づく認定を受けていることが必要であるものについて、事前協議があった場合は、当該認定をあらかじめ受け、確認申請時に特例申請書の写しを図書に添付するよう建築主等に周知すること。

(2) 通知に係る図書を受理する場合は、当該図書に次に掲げるものが含まれていることを確認すること。

ア 指定確認検査機関から受理する場合は、指定確認検査機関の名称及び代表者の氏名、図書の返付方法、指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先等が記載された文書

イ 当該通知が住宅の場合にあっては、建築基準法施行規則第3号様式による建築計画概要書、建築設備の場合にあっては、第4号様式第二面による書類

3 記録

図書の受理に係る事務を行った場合の記録については、規程第44条第1号の規定によるものとする。

第3 図書の審査等

1 同意期間

(1) 開始日

同意期間の開始日は、受付窓口において図書を受理した日の翌日を第1日目とする。

なお、宅配等の送付方法により図書が受付窓口に到達した場合は、開庁日にあっては、当日を受付した日とし、開庁日以外にあっては、翌開庁日を受付した日とする。

(2) 終了日

同意期間の終了日が土曜日、日曜日、その他の開庁日以外の日となる場合は、翌開庁日を終了日とする。

2 同意等の事務処理

同意等の事務処理については、規程第42条から第44条の規定に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 接道義務に係る許可申請書

建基法第43条第1項ただし書に規定する建築物の許可申請書に関する事務処理については、規程第43条及び第44条の規定に準じるものとする。

(2) 日影規制に係る許可申請書

建基法第56条の2第1項ただし書に規定する建築物の許可申請書に関する事務処理については、規程第43条及び第44条の規定に準じるものとする。

(3) 工作物に係る建築申請書

建基法第88条第1項又は第2項に規定する工作物の確認申請書に関する事務処理については、規程第43条及び第44条の規定に準じるものとする。

(4) 計画通知書

建築物の計画通知書、建基法第87条の2に規定する建築設備の計画通知書に関する事務処理については、規程第44条第1号に規定する同意等処理簿及び建築物調査報告書により処理するものとする。

(5) 通知

消防法第7条第1項ただし書に規定する同意を必要としない確認申請書に関する事務処理については、規程第44条第1号に規定する同意等処理簿により処理するものとする。

第4 審査結果の通知等

1 同意、不同意及び返却の通知

同意、不同意及び返却するときは、同意期間の終了日までに規程第44条第4号から第6号の規定に基づき、通知するものとする。

2 特例適用の取扱い

同意の通知を行う場合、当該通知に係る建築物の計画について、政令第32条の規定に基づき、認定を行っているときは、その旨及び当該認定の概要等を建築主事等に連絡し、必要に応じて処理すること。ただし、当該認定を受けていることを証する書類が同意に係る図書に添付されている場合は、この限りでない。

3 図書の返付

(1) 同意に係る図書を返付する場合は、開庁日において、建築主事等に直接返付するものとする。

なお、指定確認検査機関に返付する場合は、宅配等の送付方法によることもできるが、この場合に係る費用については、指定確認検査機関が負担するものとする。

(2) 返付に際しては、返付図書の確認のため、消防同意等返付台帳（別記第1号様式）により返付時に受領印欄に押印を求めるものとする。この場合において、指定確認検査機関へ宅配等により返付する場合は、指定確認検査機関が指定した業者に対し、受領印欄に押印を求めるものとする。

なお、指定確認検査機関から専用用紙が同封又は添付されている場合は、必要に応じて処理すること。

第5 仮使用認定又は安全上の措置に関する意見の処理

規程第46条第1項に規定する審査については、意見審査表（第2号様式）により処理するものとする。

附 則（平成19年8月15日付け19消第251号）
この要領は、通知の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25消第502号）
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日付け27消第202号）
この要領は、平成27年8月1日から施行する。

消 防 同 意 等 返 付 台 帳

返付年月日	同意者	同意番号	返付先	建築主等	受領印
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 署長	第 号			

備考 該当する□には、レ印を記入すること。

第2号様式（第5関係）

意見審査表

対象物名				査察年月日	
施設別	事項別	審査内容		結果	
				書面	現地
避難施設	1 階段	(1)	特別避難階段、避難階段及び直通階段は、避難上有効な位置にあるか。		
		(2)	特別避難階段、避難階段の区画その他の構造は、適正であるか。		
		(3)	階段室内に避難の障害となる物件等がないか。		
		(4)	工事に伴い、撤去される階段の代替措置は、適当であるか。		
	2 避難口	(1)	用途、規模に適応した避難口が設けられているか。		
		(2)	避難口の付近に避難の障害となる物件等がないか。		
	3 二方向避難	(1)	居室部分から二方向避難が有効に確保されているか。		
		(2)	避難経路は、明示されているか。		
区画	4 防火区画	(1)	防火区画は、適正であるか。		
		(2)	防火戸、防火シャッター等の付近に障害となる物件等がないか。		
		(3)	防火戸、防火シャッター等は、確実に作動するか。		
		(4)	仮使用する部分と工事をする部分とは、有効に防火区画されているか。		
設備	5 排煙設備	(1)	排煙設備は、機能上有効に確保されているか。		
		(2)	排煙上有効な開口部がある場合は、それが有効に確保されているか。		
	6 非常用の照明装置		非常用の照明装置は、機能上有効に確保されているか。		
施設	7 非常用の進入口	(1)	非常の進入口は、有効に確保されているか。		
		(2)	非常用の進入口に代わる窓として有効なものは、確保されているか。		
	8 消防用設備等	(1)	消防用設備等は、機能上あるいは設置上有効に管理されているか。		
		(2)	消防用設備等の一部又は全部が工事により機能に支障を生ずる場合の代替措置は、適切であるか。		
その他	9 無窓階・無窓居室		工事に伴い、無窓階又は無窓居室となる場合は、重大な支障が生じることはないか。		
	10 内装		内装規制は、適正にされているか。		
	11 その他	(1)	防火管理者は、届出されているか。		
		(2)	消防計画は、届出されているか。		
		(3)	消防用設備等の点検結果は、報告されているか。		
		(4)	以前の査察での指示事項は、改修されているか。		
指導経過					